

嘉麻市バス停待合環境整備について (ベンチ設置事業)

令和5年8月24日
交通政策課

高齢者が歩道に座ってバスを待つ状況があり、バス停付近でのベンチ設置に関する要望が多い。また、嘉麻市地域公共交通計画におけるアンケート調査においてもバス停の待合環境改善に対する意見が多い状況であったため、令和5年度から2カ年計画でベンチ設置に係る事業を実施する予定としている。

【調査の概要】

- ▶ 対象路線数 幹線4路線、枝線6路線（全路線）
 - ▶ 市バス停留所数 207カ所（上り・下りの合計 255本）
 - ▶ 調査方法 現地での目視による現況調査
- ※ 市バス利用者数（参考） 125,184人（令和4年度実績）

○ ベンチの道路占用許可について

1. 基本方針

高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺等に設置する場合など道路の歩行者等の利用形態から判断し、公益上設置することが妥当な場合は許可するものとする。

2. 設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所

①道路の法敷

②ベンチ設置後、歩道の幅員からベンチ（占有物件）の幅員を減じた幅員が原則 2 m 以上確保できる歩道。

③道の駅、自動車駐車場に設置する場合は、自動車の駐車スペース以外

④その他、道路の利用状況を勘案し、**道路管理上支障のない場所**

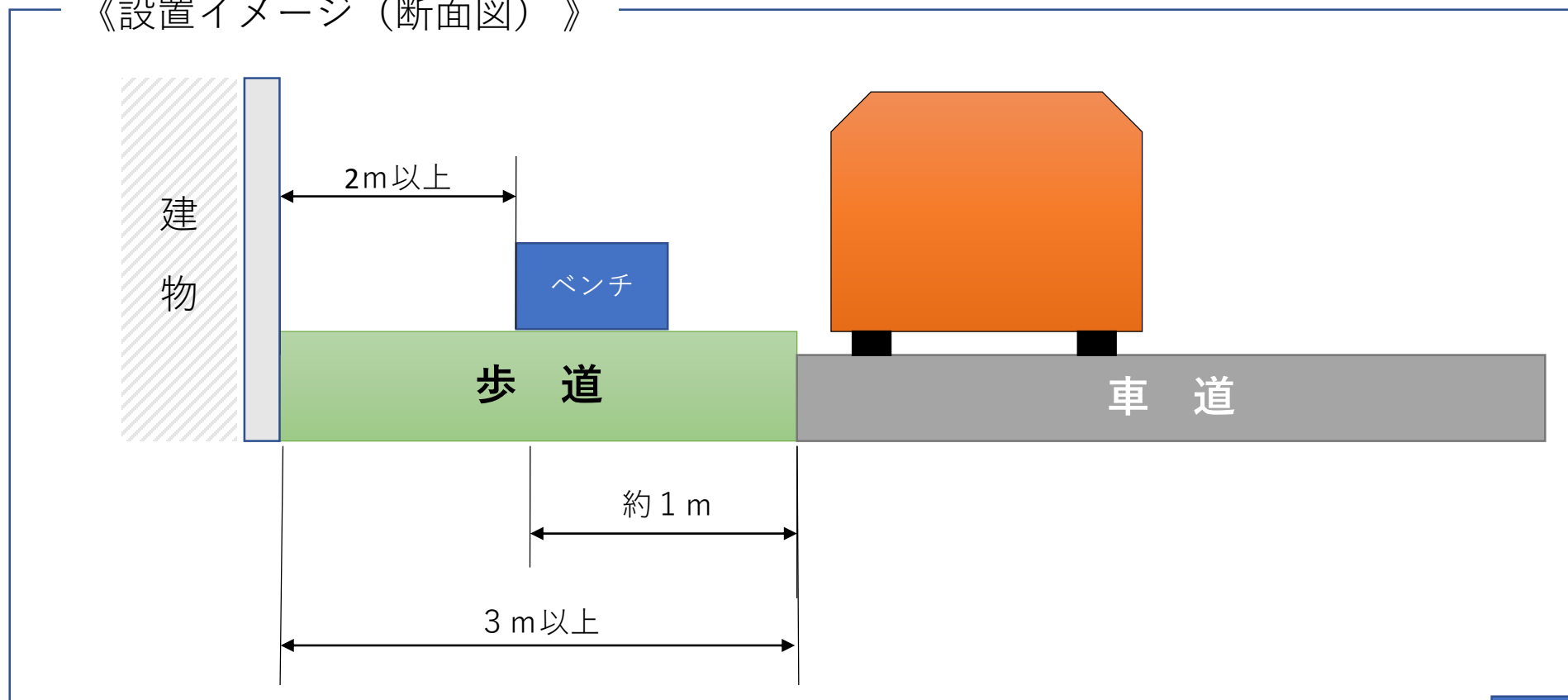
3. ベンチの構造

原則として、**固定式とするなど容易に移動できないもの**とし、十分な安全性及び耐久性を備えたもの。また、構造及び色彩は周囲の環境と調和するもの。

4. ベンチの占用主体及び管理

- ① 占用主体は、路線バス事業者、タクシー事業者の団体、地方公共団体、自治会その他これらに準ずるものであり、適切な管理能力を有すると認められるもの。
- ② ベンチの管理については、占用者から管理規定等を徴し、管理に万全を期するように指導すること。

《設置イメージ（断面図）》



○ ベンチ設置に係る基本的な考え方

市バスの乗降者数が多い停留所において、ベンチ設置に係る道路占用許可基準を踏まえ、市バスのバス停におけるベンチの設置基準を以下のとおり定める。

【ベンチ設置基準】

- ①ベンチは、停留所1箇所につき1基を原則とし固定式とする。
- ②1年間の市バス乗降者数**1,000人以上**を有する停留所（令和4年度実績：51箇所該当）
- ③原則車道から1m以上、ベンチ設置後の**有効幅員2m以上**を確保できる**歩道等**
※公道への設置は警察に道路使用許可及び道路管理者に道路占用許可の申請が必要
- ④民地に設置が必要な場合は、土地所有者及び近隣住民の承諾

【ベンチ設置見込数】

ベンチ設置基準に基づく設置見込数は、バス停箇所数20カ所程度が該当し、ベンチ設置数30脚程度を想定しており、2か年の年次計画で設置予定。

【参考：設置ベンチの概要】



➤ 価格：10～20万円/台（税込）

※ 周囲の環境との調和を考慮しながら、固定が可能なベンチを選定。

令和5年度 生活交通改善事業計画（バリア解消促進等事業）（案）

令和5年8月24日
嘉麻市地域公共交通会議
会長 井上 信昭

1. 生活交通改善事業計画の名称					
市バス停留所待合環境整備事業					
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性					
嘉麻市地域公共交通計画においては、「高齢者や学生が公共交通で気軽に外出・移動できる環境の整備」を基本方針と掲げ、その中で待合環境を整備することを目標としている。当市には市バス停留所が255箇所存在しているが、多くの停留所では待合環境が整備されておらず、アンケート等においても待合環境の改善を要望する意見が多い状況にある。このことから、当市ではベンチ設置に関する基準を定め、待合環境の整備に取り掛かることとしており、事業を実施することで、利用者の待機時間における負担を軽減し、公共交通を利用しやすい環境を整えること目的とする。					
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果					
(1) 事業の目標					
市内停留所30カ所の待合環境の整備（令和9年度まで）。					
(2) 事業の効果					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 停留所にベンチを設置することによる待合環境の向上。 ・ 待合環境の向上による利用者増加。 					
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者					
(1) 事業の内容：市バス停留所に待合環境整備のためのベンチを設置（嘉麻市地域公共交通会議） ベンチの設置及び管理：嘉麻市役所交通政策課					
(2) 関連事項					
5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和5年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費割合	国費割合	都道府県負担割合	市区町村負担割合	事業者負担割合
市バス停留所待合環境整備事業	1,573千円	476千円	千円	1,097千円	千円
	100%	30%	%	70%	%

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		←	→
	ベンチ設置（13箇所）	ベンチ設置（17箇所）	

7. 協議会の開催状況と主な議論

- 令和4年8月～令和5年3月まで、嘉麻市地域公共交通会議内において、「嘉麻市地域公共交通計画」を策定。計画内に待合環境整備についての目標を定める。
- 令和5年8月地域公共交通会議において、生活交通改善事業計画について承認。

8. 利用者等の意見の反映

- 令和4年9月に実施したアンケート調査における待合環境の改善に係る要望を鑑み、1,000人以上の利用者がいる市バス停留所から順次待合環境の整備を実施。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福岡県
交通事業者・交通施設管理者等	西鉄バス筑豊(株)、福岡県筑豊地区タクシー協会、福岡県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福岡県飯塚県土整備事務所、福岡県嘉麻警察署

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

（所 属） 嘉麻市役所 交通政策課

（氏 名） 担当 村上 一馬

（電 話） 0948-42-7404

（F A X） 0948-42-7095

（E-mail） kotsu@city.kama.lg.jp

令和5年度嘉麻市地域公共交通会議予算の補正について

1. 補正予算に至る経緯について

バス停待合環境の整備については、協議会（嘉麻市地域公共交通会議）が実施した事業のみが国庫補助の対象となるため、下記のとおり予算の補正を行うものです。

2. 補正予算（案）

1. 歳入

単位：千円

款	項	目	補正前の額	補正額	補正予算後	節		備考
						区分	金額	
1	負担金	1 負担金	0	1,575	1,575	1. 一般会計負担金	1,575	嘉麻市負担金
2	補助金	1 補助金	15,356	476	15,832	1. 国庫補助金	15,832	フィーダー系統補助金 7,856 公有民営方式車両購入費国庫補助金 7,500 バリアフリー化設備等整備事業補助金 476
3	繰越金	1 繰越金	0		0	1. 繰越金	0	前年度繰越金
歳入合計			15,356	2,051	17,407			

2. 歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	補正予算後	節		備考
						区分	金額	
1	運営費	1 事務費	0	2	2	10.需用費	0	会議用消耗品等
						11.手数料	2	振込手数料
2	事業費	1 事業費	15,356	2,049	17,405	7. 報償費	0	
						12.委託料	0	
						17.備品購入費	1,573	バス停ベンチ購入
						27.繰出金	15,832	フィーダー系統補助金相当額 7,856 公有民営方式車両購入費国庫補助金相当額 7,500 バリアフリー化設備等整備事業補助金相当額 476
歳出合計			15,356	2,051	17,407			